

○厚生労働省令第九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項の規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年一月十九日

厚生労働大臣 後藤 茂之

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百八 (略)</p> <p>百九 (略)</p> <p>百十 五―(シクロヘキシルメチル)―二―(ニ―フェニルプロパン―ニ―イル)―二・五―ジヒドロー―H―ピリド〔四・三―b〕インドール―オン及びその塩類</p> <p>百十一 (略)</p> <p>百十二〜百十二 (略)</p> <p>百十三 (略)</p> <p>百十四 一―(一―(四―ブロモフェニル)エチル)ピペリジン―四―イル)―三―ジヒドロー―ニH―ベンゾ〕 「イミダゾール―ニ―オン及びその塩類</p> <p>百十五 (略)</p> <p>百十六〜百六十 (略)</p> <p>百六十一 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜百八 (略)</p> <p>百九 「二―(シクロヘキシルメチル)―H―インドール―三―イル」(四―メトキシナフタレン―イル)メタノン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百十 一―(二・三―ジクロロフェニル)ピペラジン及びその塩類</p> <p>百十一〜百十一 (略)</p> <p>百十二 二―(八―ブromo―二・三・六・七―テトラヒドロベンゾ〕 「一・二―b・四・五―b」ジフラン―四―イル)エタンアミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百十三 一―(八―ブromoベンゾ〕 「一・二―b・四・五―b」ジフラン―四―イル)プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p> <p>百十四〜百五十八 (略)</p> <p>百五十九 メチル―二―(五―フルオロペンチル)―H―インドール―三―カルボキサミド〕 ―三―メチルブタノールト及びその塩類</p>

<p>二百六十二 メチルⅡニ―〔一―(五―フルオロペンチル)― H―ピロロ〔二・三―b〕ピリジン―三―カルボキサミド〕―</p>	<p>(新設)</p>
<p>三・三―ジメチルブタノアート及びその塩類 二百六十三 (略)</p>	<p>二百六十 三―メチル―ニ―(四―メチルフエニル)モルフオリ ン及びその塩類</p>
<p>二百六十四～三百五 (略)</p>	<p>二百六十一～三百二 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。